

提出書類一覧表 I (被扶養者の認定に関する提出書類)

提出書類		① 被扶養者認定申告書	②-1 被扶養者申請理由書	②-2 扶養協議書	③-1 市区町村長発行の所得(課税)証明書の写し	③-2 所得の内容を証明する書類の写し	④ 在学証明書の写し	⑤ 戸籍謄本又は改製原戸籍の写し	⑥ 住民票謄本の写し	⑦ 申立書	⑧ 送金を証明できる書類の写し(別居の場合のみ)	⑨ 年金額改定通知書(又は年金証書)の写し	⑩ 国民年金第3号被保険者関係届	⑪ 認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し	⑫ その他
区分及び認定基準所得額 (*所得…所得控除前の収入額)				注1	注7	注2		注3			注4		注8		
扶養手当該当者 注5		○											○	注6	左のほか必要と認める書類
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の生徒(定時制・夜間・通信・留学生を除く)	○	○	○	○	○	○	○	※	※				○	
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生	○	○	○	○	○	○	○	※	※	○			○	
	・60歳以上の者	○	○	○	○	○		○	※	○	○	▲		○	
	・障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	○	○	○	○	○		○	※	○	○	○		○	
	上記以外の者	○	○	○	○	○		○	※	○	○		○	○	

※…配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族の認定の場合に併せて提出を要する書類

注1 認定しようとする者が「配偶者・子」である場合には不要。

注2 勤労所得者…事業主の給与支払証明書及び雇用契約書(雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの)

事業・農業・不動産等の所有者…確定申告書及びそれに添付する損益計算書

退職を機に認定を受けようとする者…退職を証する書類

注3 認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるものとする。

外国人で戸籍がない場合、身分関係は住民票の続柄で確認する。住民票で確認できない場合は、本国の大使館または領事館で発行される続柄を証する書類で確認する。

注4・5 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族又は重度心身障害者の認定の場合は、組合員と同居していることが条件となるため、送金の事実があっても認定できない。同居を確認する書類として、②-1・⑤・⑥の書類も提出すること。

注6 下記1、2に該当する場合は提出する。

1 次により取消となった後、再度認定をしようする場合

・月収が3か月連続で認定基準月額以上となった。

・月収が3か月連続で認定基準月額以上とならなかったが、年収が認定基準年額以上となった。

詳しくは平成25年10月1日付け公立静第346号「被扶養者認定取消に係る取扱いの変更について(通知)」を参照してください。

2 雇用保険受給終了により認定する場合…雇用保険受給資格者証の表面・裏面の写し

注2・7 認定を受けようとする者に配偶者がいる場合は、配偶者分も提出する。

注8 20歳以上60歳未満の配偶者の場合に提出する。

▲…年金受給者の場合は提出する。